

## 居宅介護支援に係る重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者が利用者に対し説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業所の概要

事業所の名称	ゆきぐに大和 ホームケアステーション	電話番号	025-777-2111
事業所の所在地	南魚沼市浦佐4115番地		
管理者	中澤 ちづる	指定年月日	平成22年11月1日 (番号 1572400404 )
営業日	日曜日、国民の祝日、国民の休日、第3月曜日、 11月1日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日		
営業時間	月から金曜日 8時30分から17時15分まで 土曜日 8時30分から12時30分まで		
通常の事業の実施地域	南魚沼市		
使用する課題分析票	MDS-HC 2.0		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	

### 2. 従業員の勤務体制

職種	員 数		
	常 勤	非常勤	計
介護支援専門員	4人	0人	4人

### 3. 提供するサービスの内容

- ① 「居宅介護支援」は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類および内容、これを担当するサービス事業者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うほか、利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。
- ② 具体的な業務は、次のとおりです。
  - ・ 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により調査します。
  - ・ 調査した結果と、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画(居宅サービス計画)を作成します。

- ・ 介護サービスの提供の状況や、利用者の心身の状態やご家族の環境について居宅サービス計画作成後も、継続的にこれを把握し、管理します。
- ・ 当事業者のみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- ・ 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- ・ 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

#### 4. 業務取扱い方針

「居宅介護支援」の基本方針は、次のとおりです。

- ア 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- イ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ウ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。利用者は複数の事業所の紹介やケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- エ 居宅介護支援の提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- オ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- カ 居宅介護支援の提供に当たっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

#### 5. 担当の介護支援専門員

利用者へのサービス提供を担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたらお申し出ください。

氏 名：

連絡先：ゆきぐに大和ホームケアステーション

電話番号：025-777-2111（大和地域包括医療センター 内）

025-777-3244（直通 営業時間外）

## 6. 利用料金

別紙1に記載

## 7. サービスの終了

利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、すみやかに担当の介護支援専門員までご連絡ください。

## 8. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	ゆきぐに大和ホームケアステーション
担当者氏名	中澤 ちづる
連絡先（電話番号）	025-777-2111

- ② 利用者が利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

受付機関	連絡先（電話番号）
南魚沼市役所介護保険課	025-773-6675
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

## 10. 虐待の防止について

契約書第15条に定める責任者は、次のとおりです。

責任者氏名	中澤 ちづる
連絡先（電話番号）	025-777-2111

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、以上のとおり説明しました。

事業者 所在地 南魚沼市浦佐4 1 1 5番地

事業者名 ゆきぐに大和ホームケアステーション

代表者職・氏名 南魚沼市長 林 茂男 印

説明者職・氏名

事業者より以上の内容について説明を受け、同意しました。また、本説明が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 ご住所 南魚沼市

氏名

家族代表 ご住所

氏名

代理人 ご住所

氏名